

DAIHATSU

ダイハツディーゼル株式会社

証券コード 6023

第64回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2024年6月27日 (木曜日)
午前10時

場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト36階
スペース36L

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

議決権行使期限

2024年6月26日 (水曜日)
午後5時30分まで

目次

第64回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

目的
事項

報告事項

- 第64期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第64期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会にご出席の株主様へお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6023

2024年6月6日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長 堀田佳伸

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dhtd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（ダイハツディーゼル）または証券コード（6023）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

（インターネット・郵送による議決権行使方法は3頁から4頁をご参照ください。）

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト36階 スペース36 L
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |

3. 目的事項 報告事項

1. 第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料[※]の電子提供制度が開始されました。本制度は株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにてアクセスしていただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※ 株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。

◎上記の法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りさせていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

重複して行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

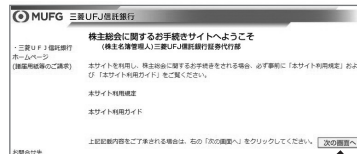


2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

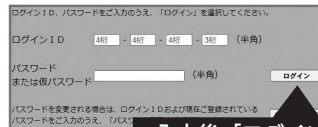
議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1)インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2)パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3)パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金49円
総額1,550,809,330円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日
2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 2,700,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 2,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

近年における環境意識の高まりとデジタル変革の急速な進展に伴い、当社の事業と技術にも大きな変革が求められております。中長期ビジョンで掲げた、次世代燃料対応機関の開発とデジタル技術の活用に注力する方針を明確に打ち出し、新たな歴史を築いていくために、当社定款第1条（商号）に変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>ダイハツディーゼル株式会社</u>と称し、英文では、<u>DAIHATSU DIESEL MFG. CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>ダイハツインフィニアース株式会社</u>と称し、英文では、<u>DAIHATSU INFINEARTH MFG.CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(附 則) <u>1 第1条（商号）の変更は、2025年5月2日から効力を生ずるものとする。ただし、2025年5月1日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに定められた日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本附則は、第1条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任 ほつ た よし のぶ 堀 田 佳 伸	男性	代表取締役 取締役社長	14回/14回 (100%)
2	再任 もり もと くに ひろ 森 本 国 浩	男性	取締役副社長 社長補佐	11回/14回 (79%)
3	再任 さ なが とし き 佐 長 利 記	男性	取締役常務執行役員 営業統括本部、監査室 担当	14回/14回 (100%)
4	再任 みず しな たか し 水 科 隆 志	男性	取締役常務執行役員 管理統括本部、安全衛生・環境室、ICT 推進室 担当	14回/14回 (100%)
5	再任 はや た よう いち 早 田 陽 一	男性	取締役常務執行役員 技術統括本部長	11回/11回 (100%)
6	再任 あさ だ ひで き 浅 田 英 樹	男性	取締役常務執行役員 守山事業所長、生産統括本部長、品質保 証室 担当	11回/11回 (100%)
7	再任 社外 独立 つ だ た もん 津 田 多 間	男性	取締役	14回/14回 (100%)
8	再任 社外 独立 たけ だ ち ほ 竹 田 千 穂	女性	取締役	11回/11回 (100%)
9	再任 社外 独立 さ とう ひろ あき 佐 藤 宏 明	男性	取締役	11回/11回 (100%)
10	新任 社外 独立 さか い だ ひろ ゆき 酒 井 田 浩 之	男性	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>[再任]</p> <p>ほつ た よし のぶ 堀田佳伸 (1966年1月30日生)</p>	取締役社長 (代表取締役)	1988年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役副社長 2020年6月 当社取締役社長(現職) (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長	113,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長として、グループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有するとともに、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮しております。当社事業全般に関する豊富な実績と経験を活かし、多様な価値観を受け入れながら高い経営能力を発揮する点は一層の企業発展に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	<p>[再任]</p> <p>もり もと くに ひろ 森本国浩 (1965年7月5日生)</p>	取締役副社長 [担当] 社長補佐	1988年4月 ダイハツ工業(株)入社 2017年4月 同社執行役員 CS本部担当 2019年1月 同社幹部職 海外事業本部長、カスタマーサービス本部副本部長 2021年1月 同社幹部職 カスタマーサービス本部長 2021年6月 当社社外監査役 2022年1月 ダイハツ工業(株)幹部職 営業CS本部統括部長 2023年6月 当社取締役副社長(現職)	9,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の取締役副社長として、グループ経営における事業成長と経営基盤・ガバナンスの強化など、優れた経営執行力を発揮しております。製造業において長年にわたる業務経験で培われた豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、これらの広範な知識と深い見識は当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3	<p>[再任]</p> <p>さ なが とし き 佐長利記 (1970年1月22日生)</p>	取締役常務執行役員 [担当] 営業統括本部、監査室 担当	1993年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	39,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として高い統率力を発揮し、豊富なマネジメント経験から主力事業の業容拡大およびデジタル技術を軸とした新規事業の構築を図っております。営業部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有するとともに、多岐に亘る事業拡大に貢献した実績に基づく優れた見識は当社グループのさらなる事業発展に寄与すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> みず しな たか し 水 科 隆 志 (1970年4月13日生)	取締役常務執行役員 [担当] 管理統括本部、安全 衛生・環境室、ICT 推進室 担当	1994年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現 職)	47,600株
	【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として多角的な視点からグループ全体のガバナンス体制構築を図っております。管理部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、当社グループの管理機能を強化した実績とリスクマネジメントにおいても優れた判断力を発揮している点を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> はや た よう いち 早 田 陽 一 (1969年7月15日生)	取締役常務執行役員 [担当] 技術統括本部長	1993年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社常務執行役員 2023年6月 当社取締役常務執行役員 (現 職) (重要な兼職の状況) ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長	35,400株
	【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として技術開発分野全般の幅広い知見からその役割・責務を実効的に果たしております。技術・研究開発分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、次世代燃料対応機関の開発を先導する役割を果たしており、当社グループにおける持続的な企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> あさ だ ひで き 浅 田 英 樹 (1969年8月29日生)	取締役常務執行役員 [担当] 守山事業所長、生産 統括本部長、品質保 証室 担当	1993年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社常務執行役員 2023年6月 当社取締役常務執行役員 (現 職)	34,400株
	【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として製造分野全般の幅広い知見からその役割・責務を実効的に果たしております。製造・品質管理分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、製造プロセスの最適化と製品品質の向上を先導する役割を果たしており、当社グループにおける持続的な企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>再任 社外 独立</p> <p>つだ たもん 津田多聞 (1952年12月19日生)</p>	取締役	<p>1975年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行</p> <p>1981年10月 アーサーアンダーセン会計事務所入所</p> <p>1985年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年11月 監査法人 太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員</p> <p>2012年7月 津田公認会計士事務所代表(現職)</p> <p>2015年6月 当社社外取締役(現職) (重要な兼職の状況) 津田公認会計士事務所 代表</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役を多くの企業で経験されており、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。</p>				
8	<p>再任 社外 独立</p> <p>たけだちほ 竹田千穂 (1973年2月9日生)</p>	取締役	<p>2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所</p> <p>2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー(現職)</p> <p>2020年6月 (株)ニチダイ 社外取締役(現職)</p> <p>2022年6月 京阪神ビルディング(株) 社外取締役(現職)</p> <p>2023年6月 当社社外取締役(現職)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は法律分野の専門的な知見をいかし、豊富な経験と見識に基づき経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営を経験されており、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	再任 社外 独立 さとうひろあき 佐藤 宏明 (1960年1月29日生)	取締役	1982年4月 キヤノン(株)入社 2004年2月 同社 先端技術研究本部 MRシステム開発センター所 長 2008年1月 同社 映像情報技術開発セン ター所長 2012年7月 同社 デジタルシステム開発 本部アドバンストIRT開発セ ンター所長 2015年7月 同社 デジタルシステム開発 本部副本部長 2019年3月 同社 常勤監査役 2023年6月 当社社外取締役 (現職)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 ICT (情報通信技術) および研究開発分野における高い知識と数多くの実務実績による豊富な経験に基づき、その見識を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は主にデジタル分野を始めとする高度な専門性と幅広い知見から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において監査役として会社経営に関与されたこととともに、製造業での豊富な経験と技術に関する高い見識を有しておられ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。</p>				
10 ※	新任 社外 独立 さかいだひろゆき 酒井田 浩之 (1966年2月10日生)	—	1991年4月 (株)野村総合研究所入社 2000年3月 パリバ証券会社東京支店 (現 BNPパリバ証券(株) 入社 2002年7月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 入社 2005年6月 クレディ スイス ファースト ボストン証券会社東京支店 (現クレディ・スイス証券(株) 入社 2007年12月 ゴールドマン・サックス証券 (株)入社 2017年12月 マッコリーキャピタル証券 会社東京支店入社 2023年2月 日本蓄電(株)代表取締役 2024年3月 同社アドバイザー (現職) 2024年3月 (株)ストラテジー・アドバイザ ーズ シニアコンサルタント (現職)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門の要職を歴任し、企業分析における豊富な経験を有しており、かつ、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は幅広い知見から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において代表取締役として会社経営を経験されており、ならびにエネルギー分野における専門的見地を有していることから、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。</p>				

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 津田多聞氏、竹田千穂氏、佐藤宏明氏および酒井田浩之氏は社外取締役候補者であります。
なお、津田多聞氏、竹田千穂氏および佐藤宏明氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、酒井田浩之氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
4. 津田多聞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年となります。
5. 竹田千穂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6. 佐藤宏明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
7. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、津田多聞氏、竹田千穂氏および佐藤宏明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、酒井田浩之氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

スキル・マトリックスについて

本株主総会終了後のスキル保有状況

氏名	役位	社外	企業経営・経営戦略	ESG・サステイナビリティ	技術・研究開発	製造・品質管理	営業・マーケティング	人事・人材開発	財務・ファイナンス	ICT・DX	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス
堀田 佳伸	代表取締役社長		●	●		●	●				●	
森本 国浩	取締役副社長		●	●		●	●				●	
佐長 利記	取締役		●				●			●	●	
水科 隆志	取締役		●	●				●	●			●
早田 陽一	取締役		●	●	●							
浅田 英樹	取締役		●	●		●	●					
津田 多聞	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立	●						●		●	●
竹田 千穂	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立	●									●
佐藤 宏明	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立								●	●	
酒井田浩之	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立		●					●			

(注) 取締役候補者に対して特に期待する分野であり、取締役候補者が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 別所則英氏および中川仁志氏が辞任されますので、その補欠として、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役 別所則英氏および中川仁志氏の任期が満了する第66回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 ※	<p>新任 社外 独立</p> <p>まつ ばら よし ひろ 松原佳弘 (1960年12月12日生)</p>	—	<p>1983年4月 日本特殊陶業(株)入社</p> <p>2007年2月 欧州NGKスパークプラグ技術統括</p> <p>2012年4月 日本特殊陶業(株)プラグ技術部生産技術部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員</p> <p>2019年6月 同社常勤監査役</p> <p>2023年7月 同社非常勤顧問(現職)</p> <p>2023年9月 KeePer技研(株)社外取締役監査等委員(現職)</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>製造業において長年にわたって技術開発部門および生産技術部門に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有していること、ならびに監査役や他の会社の取締役監査等委員として会社経営を経験されていることから、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくに資すると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>				
2 ※	<p>新任 社外</p> <p>なか たに のぶ き 中谷信樹 (1964年6月6日生)</p>	—	<p>1989年4月 ダイハツ工業(株)入社</p> <p>2010年1月 同社経理部 原価管理室長</p> <p>2019年6月 ダイハツ九州(株)取締役 経営管理部長</p> <p>2023年1月 同社取締役 経営管理部長 兼 生産管理部長</p> <p>2023年7月 ダイハツ工業(株)経理部長(現職)</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>ダイハツ工業株式会社の要職を歴任して培ってこられた経験をいかし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくに資すると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松原佳弘氏および中谷信樹氏は新任の社外監査役候補者であります。
 なお、松原佳弘氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、同氏が社外監査役に選任された場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
3. 責任限定契約の内容の概要について
 松原佳弘氏および中谷信樹氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
 松原佳弘氏および中谷信樹氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考 監査役会の構成

第4号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結時点において、監査役は社外監査役2名を含む3名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現任</div> まさ だ あつ み 正 田 敦 己	男性	監査役	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> まつ ばら よし ひろ 松 原 佳 弘	男性	—	—	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 </div> なか たに のぶ き 中 谷 信 樹	男性	—	—	—

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末における取締役10名（うち社外取締役3名）および監査役3名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額125百万円（社外取締役を除く取締役分118百万円、社外取締役分3百万円、監査役分2百万円）を支給いたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は「事業報告 4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

（役員賞与金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、インバウンド需要を中心に景気は回復傾向にあるものの、円安の進行やエネルギー価格・原材料価格の高騰に伴う物価上昇等を背景に個人消費が低調となり、回復ペースは鈍化しました。

世界経済におきましては、人手不足を背景とする賃金上昇や半導体の供給制約の緩和等により、底堅い成長が続く一方、不動産市場の低迷を受けた中国経済の減速や、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の悪化、欧米での金融引き締めに伴う影響等、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界におきましては、2023年の世界新造船の竣工量は、コロナ禍以前の水準には届かないものの徐々に回復の兆しが見られました。また、国別シェアでは、中国が元安や鋼材価格の下落等を追い風に、全船種においてシェアを伸ばし、世界の約50%を占めております。

このような企業環境下、当社グループにおきましては、市場の動向や多様化するお客様ニーズを分析し、その結果を基にメンテナンス関連の営業活動を強化しております。さらに、中国ライセンシー2社とともに、活況を呈する中国マーケットでのシェア拡大とブランド価値の向上を目指し、積極的な拡販活動を展開しております。

当連結会計年度では、コンテナ船向けを中心とした大型機関およびデュアルフェューエル機関の販売に加え、ばら積み船やタンカー向けを中心とした中小型機関の販売が好調に推移するとともに、メンテナンス需要も引き続き堅調に推移しております。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は81,775百万円（前期比13.4%増）となり、利益面におきましては、営業利益は5,194百万円（前期比44.2%増）、経常利益は5,546百万円（前期比51.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、5,149百万円（前期比74.7%増）になりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

コンテナ船向けを中心に大型機関やデュアルフェューエル機関の売上構成比率が増加したに加え、メンテナンス関連の売上増加ならびに為替の影響等により、売上高は68,269百万円（前期比20.1%増）、セグメント利益は6,218百万円（前期比35.1%増）となりました。

ロ) 陸用機関関連

機関売上は減少したものの、メンテナンス関連の売上が増加したこと等により、売上高は9,959百万円（前期比9.4%減）、セグメント利益は1,777百万円（前期比117.5%増）となりました。

従いまして、当部門の売上高は78,229百万円（前期比15.3%増）、セグメント利益は7,996百万円（前期比47.5%増）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、販売数の減少により売上高、セグメント利益とも減少となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも微増となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は減少となり、セグメント利益は増加となりました。

二) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

従いまして、当部門の売上高は3,546百万円（前期比16.8%減）、セグメント利益は437百万円（前期比34.8%減）となりました。

創業から100年以上にわたり、当社グループは「社会インフラの一端を担う」という社会的使命を一貫して追求してまいりました。企業理念「私たちは、たくましい創造性とすぐれた技術を磨き上げ、社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願い、限りなく前進します」に基づき、船用機関で海上物流を、陸用機関で常用・非常用の電源を確保する等、海と陸の両方から人々の安心安全な暮らしを支えてまいりました。

現在、当社グループは温室効果ガス（GHG）の削減と収益力の向上を同時に追求することを最重要テーマとしており、この目標を達成するため2028年3月期までに総額450億円規模の成長投資を計画しております。

有形資産投資としては、姫路工場において次世代燃料対応機関の試運転設備への投資を行い、守山工場では既存設備のアップグレードを進め、生産効率の向上と製品品質の確保に努めてまいります。また、内製化投資を実行し、原価低減を図ってまいります。

無形資産投資としては、次世代燃料対応機関の早期開発実現のため、研究開発投資を促進してまいります。情報投資によりAIやIoT技術を活用した生産性向上と新たな収益基盤の構築を図ってまいります。また、人的資本への投資も積極的に行い、従業員のスキルアップと能力開発に注力しております。このような取り組みにより、市場環境の変化に柔軟に対応できる組織能力を強化し、持続可能な成長を支える強固な経営基盤を築いてまいります。

今後も当社グループは、事業活動全般において環境と社会への配慮を重視しながら、グローバルな競争力を強化させ、サステナブルな企業としての責任を果たしてまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第64期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶用機関関連	56,854	68,269	11,414
陸用機関関連	10,997	9,959	△1,037
計	67,852	78,229	10,377
そ の 他 の 部 門	4,261	3,546	△715
合 計	72,113	81,775	9,661

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,005百万円であります。その主な内容は、試運転設備の増強および更新、ならびに太陽光発電システムの増設等であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年11月に中長期ビジョン『POWER! FOR ALL beyond 2030』を公表し、2050年までの中長期的な事業戦略を示しました。不確実性の高い時代に当社グループが柔軟に対応し成長し続けるため、(1)カーボンニュートラル・気候変動に向けた取り組み、(2)環境変化に即した収益体質強化、(3)マネジメント改革の3項目を最優先課題として取り組んでおります。経営目標として2031年3月期に営業利益70億円・ROE 9.5%以上の達成を目指しております。

(1) カーボンニュートラル・気候変動に向けた取り組み

造船・海運業界ではGHG削減の取り組みとして、海上物流での新たな動力源の開発や航行スピードの調整、船体設計や排出CO₂の回収等の取り組みを進めており、当社においては次世代燃料であるメタノール・アンモニア・水素・バイオ燃料等の次世代燃料対応機関を開発・市場投入することでGHG削減の貢献を目指しております。

現在進行中の次世代燃料対応機関開発は、メタノール、アンモニアはそれぞれ2026年、2028年の商用機関出荷を予定しております。加えて、ハイブリッド（バッテリー、燃料電池等を構成機器とした船内電力最適化）、カーボンキャプチャなどによるGHG削減技術開発についても継続して取り組んでおります。

陸用分野では、我が国の人口減、財政逼迫^{ひっばく}、公共インフラの老朽化が同時並行で進む中、ゲリラ豪雨等の気候変動から当社の製品を通して人々の安心安全を確保する取り組みを図ってまいります。また、再生エネルギーを活用したGHG削減に資するエネルギーマネジメントソリューションの構築にも取り組んでまいります。

次世代燃料機関に対応した生産体制構築として、姫路工場における追加投資を行い、既存機関の増産とともに次世代燃料機関の組立・試運転の重要拠点とし、2026年稼働を目指します。製品のGHG削減と並行して、事業活動のGHG削減も推進してまいります。

(2) 環境変化に即した収益体質強化

当社を取り巻く経営環境は目まぐるしく変化し続けています。造船業界における中国造船所へのシェアシフトに対応するため、組織構築に取り組む必要があります。新造船受注では、船主の投資判断や環境規制、地域紛争等の様々なファクターにより、受注が活発な船種やその規模が短期的に大きく変化しております。海運業界では船員が減少する中、航行の安心・安全を確保しながら機関1台当たりのお客様生涯価値の向上が求められています。

また、陸用分野では公共インフラ老朽化に対応しながらも、年々変化する気候変動から生命・財産を守るための貢献がますます求められております。

こうした環境変化に即した収益体質強化を図るため、ものづくりの面では調達安定化と内製化を推進し、プロダクトミックスに対応した守山・姫路のフレキシブルな生産体制を強化してまいります。加えて、DX経営を推進し、データに基づくマーケティング強化、製品開発プロセスの革新、業務プロセス革新等を通じ、事業経営のスピードアップと変化対応力強

化を図ってまいります。

さらに新たな収益基盤づくりとして、AIやIoTの活用により、データベースに基づく営業基盤の強化や包括メンテナンス契約へのシフトを通して、お客様への価値提供の機会を増やし、サービタイゼーション事業の強化を図ってまいります。

(3) マネジメント改革

当社は人的資本経営コードを独自に社内を設定し、その方針に沿った経営を推進しております。人的資本への投資を加速することで求める組織能力を構築・開発しつつ、収益性向上に向け注力すべき分野へ人員をシフトさせるとともに、DXによる業務効率化を進め、人的リソースの創出を図ってまいります。

また、自前主義にこだわらず、他社とのシナジー創出を目的としたアライアンス等も検討・推進してまいります。

これら中長期ビジョン達成のために、次世代燃料対応に100億円、技術開発・生産性向上に150億円、生産基盤の強化に80億円、ロジスティクス改革に50億円、デジタル技術に30億円、その他、人的資本等を中心に40億円、合計450億円の成長投資を計画し、成長基盤の確立を実現してまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第64期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	56,745百万円	57,599百万円	72,113百万円	81,775百万円
経常利益	1,149百万円	2,506百万円	3,660百万円	5,546百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	712百万円	1,968百万円	2,948百万円	5,149百万円
1株当たり当期純利益	22円43銭	62円01銭	93円37銭	162円87銭
総資産	80,381百万円	89,268百万円	95,377百万円	101,428百万円
純資産	41,214百万円	43,069百万円	45,724百万円	50,843百万円
1株当たり純資産	1,296円22銭	1,354円99銭	1,446円90銭	1,604円88銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの中国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼルの姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼルの梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG£ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司（中国）および陝西柴油機重工有限公司（中国）に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区	分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置等

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況**①企業集団の従業員**

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,327名	57名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
859名	26名増	41.2歳	15.8年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,559
株式会社三井住友銀行	2,207
株式会社りそな銀行	1,144
株式会社伊予銀行	961
株式会社滋賀銀行	944

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元：100株)
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式200,830株)
 (3) 株主数 6,822名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ダイハツ工業株式会社	11,181	35.3
PERSING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	2,564	8.1
積水ハウス株式会社	2,000	6.3
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.3
NATIONAL AUSTRALIA BANK LIMITED-THE UNIVERSITY OF SYDNEY-09	671	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	635	2.0
株式会社りそな銀行	590	1.9
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	565	1.8
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	479	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	391	1.2

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	58,900	7

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項**(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）**

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	木下茂樹		(一社)日本船用工業会会長
取締役社長 (代表取締役)	堀田佳伸	指名・報酬諮問委員会委員長	ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役副社長	森本国浩	社長補佐	
取締役 (常務執行役員)	水科隆志	管理統括本部、安全衛生・環境室、ICT推進室 担当	
取締役 (常務執行役員)	佐長利記	営業統括本部、監査室 担当	
取締役 (常務執行役員)	早田陽一	技術統括本部長	ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	浅田英樹	守山事業所長、生産統括本部長、品質保証室 担当	
取締役	津田多聞	指名・報酬諮問委員会委員	津田公認会計士事務所代表
取締役	竹田千穂	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	佐藤宏明	指名・報酬諮問委員会委員	
常勤監査役	正田敦己		
監査役	別所則英		
監査役	中川仁志		ダイハツ工業(株)コーポレート統括本部 統括部長

(注) 1. 取締役 津田多聞氏、竹田千穂氏および佐藤宏明氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役 別所則英氏および中川仁志氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 正田敦己氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 取締役 森本国浩氏、早田陽一氏、浅田英樹氏、竹田千穂氏、佐藤宏明氏および監査役 中川仁志氏は、2023年6月29日開催の第63回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(2) 取締役 小松一雄氏および鈴木仁子氏は、2023年6月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(3) 監査役 森本国浩氏は、2023年6月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役および監査役を被保険者として、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）および独立社外取締役3名（津田多聞氏、竹田千穂氏、佐藤宏明氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	265	224	—	41	7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	20	20	—	—	5
社外監査役	5	5	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち非金銭報酬等は、株式報酬であります。
 3. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。）年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。
 4. 上記報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額は、年額80百万円以内であります。
 5. 上記の支給人員および報酬等の額には、2023年6月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役10名および監査役3名であります。
 6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤非金銭報酬等の内容

当社の社外取締役を除く取締役が株主とのより一層の価値共有を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該株式報酬の交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

（5）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津 田 多 聞	津 田 公 認 会 計 士 事 務 所	代表
社外監査役	中 川 仁 志	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	コーポレート統括本部 統括部長

- (注) 1. 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
2. ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門 産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	津 田 多 聞	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において財務および企業経営に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	竹 田 千 穂	<p>就任後開催の取締役会に11回中11回(100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において企業法務に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	佐 藤 宏 明	<p>就任後開催の取締役会に11回中11回(100%)出席し、主にICTおよびDX分野に関する専門的見地から、取締役会においてデジタルと企業経営双方に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	別 所 則 英	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席、また当期開催の監査役会に13回中13回(100%)出席し、主に他の会社の監査役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験に基づき、取締役会等において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>
	中 川 仁 志	<p>就任後開催の取締役会に11回中11回(100%)出席、また就任後開催の監査役会に10回中10回(100%)出席し、主に他の会社の要職を歴任して培った幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会等において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	48百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	72,814	流動負債	35,028
現金及び預金	29,616	支払手形及び買掛金	8,145
受取手形、売掛金及び契約資産	21,432	電子記録債権	8,371
棚卸資産	17,636	短期借入金	6,234
その他の	4,137	リース負債	89
貸倒引当金	△8	未払法人税等	1,069
		未払費用	5,479
固定資産	28,613	賞与引当金	956
有形固定資産	22,113	役員賞与引当金	138
建物及び構築物	8,866	その他の	4,543
機械装置及び運搬具	6,222		
土地	5,084	固定負債	15,556
建設仮勘定	768	長期借入金	5,961
その他の	1,171	リース負債	107
		退職給付に係る負債	6,784
無形固定資産	521	役員退職慰労引当金	46
		その他の	2,655
投資その他の資産	5,977		
投資有価証券	1,351	負債合計	50,584
繰延税金資産	4,116	(純資産の部)	
その他の	512	株主資本	49,672
貸倒引当金	△3	資本金	2,434
		資本剰余金	2,199
		利益剰余金	45,131
		自己株	△93
		その他の包括利益累計額	1,121
		その他有価証券評価差額金	588
		繰延ヘッジ損益	△88
		為替換算調整勘定	220
		退職給付に係る調整累計額	401
		非支配株主持分	49
資産合計	101,428	純資産合計	50,843
		負債及び純資産合計	101,428

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		81,775
売上原価		64,766
売上総利益		17,009
販売費及び一般管理費		11,814
営業利益		5,194
営業外収益		
受取利息配当金	65	
持分法による投資利益	40	
為替差益	90	
雑益	265	463
営業外費用		
支払利息損	78	
雑損	32	111
経常利益		5,546
特別利益		
固定資産売却益	3	
国庫補助金	65	
投資有価証券売却益	1,012	1,081
特別損失		
固定資産売却損	63	63
税金等調整前当期純利益		6,564
法人税、住民税及び事業税		1,689
法人税等調整額		△279
当期純利益		5,154
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		5,149

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,289	流動負債	36,788
現金及び預金	22,582	支払手形	156
受取手形	1,233	電子記録債権	8,143
売掛金	20,998	買掛金	7,756
仕掛材	16,379	短期借入金	3,300
原価	105	1年以内返済予定の長期借入金	2,910
前払費用	1,340	リース負債	75
短期貸付金	430	未払金	531
貸倒引当金	2,223	未払法人税等	5,083
	△3	前払法	572
		前受り金	545
		預賞与	6,238
		役員賞与	738
		固定負債	130
固定資産	25,896	長期借入金	606
有形固定資産	17,717	固定負債合計	13,123
建物	4,308	長期借入金	5,874
構築物	1,270	リース負債	78
機械装置	5,757	資産除却負債	115
車両運搬具	84	預り保証引当金	16
器具備品	1,045	退職給付引当金	6,943
土地	4,507	その他	94
建物	743	負債合計	49,912
		(純資産の部)	
無形固定資産	509	株主資本	40,793
ソフトウェア	460	資本金	2,434
その他	49	資本剰余金	2,179
		資本準備金	2,150
投資その他の資産	7,669	その他資本剰余金	28
投資有価証券	1,133	利益剰余金	36,273
関係会社株	2,095	利益準備金	221
繰延税金	4,292	その他利益剰余金	36,051
貸倒引当金	150	固定資産圧縮積立金	134
	△2	別途積立金	30,890
		繰越利益剰余金	5,027
		自己株式	△93
		評価・換算差額等	480
		その他有価証券評価差額金	569
		繰延ヘッジ損益	△88
資産合計	91,186	純資産合計	41,274
		負債及び純資産合計	91,186

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,221
売上原価		61,914
売上総利益		10,307
販売費及び一般管理費		7,849
営業利益		2,457
営業外収益		
受取利息配当金	1,907	
雑益	292	2,200
営業外費用		
支払利息	79	
雑損	16	96
経常利益		4,561
特別利益		
固定資産売却益	2	
国庫補助金	65	
投資有価証券売却益	86	
関係会社株式売却益	308	463
特別損失		
固定資産売却廃却損	61	61
税引前当期純利益		4,964
法人税、住民税及び事業税		779
法人税等調整額		△90
当期純利益		4,275

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三戸康嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンラインでの型式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン型式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己

社外監査役 別 所 則 英

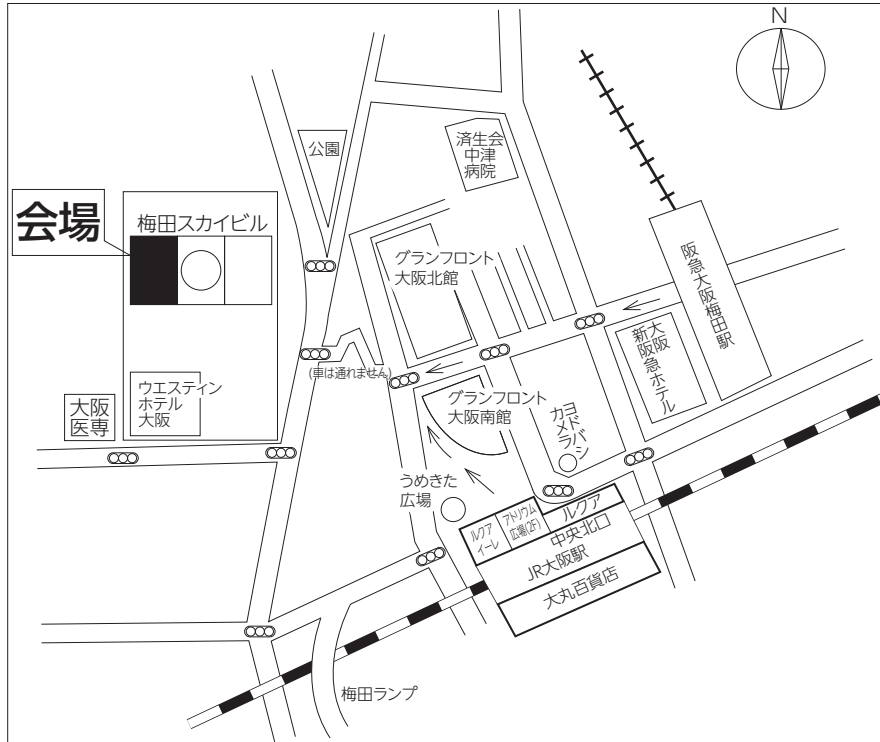
社外監査役 中 川 仁 志

以 上

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト36階 スペース36L

JR「大阪駅・中央北口」、阪急「大阪梅田駅」より徒歩15分



※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意事項。
※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。



未来のために、いま選ぼう。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。